

# 子ども医療費助成制度について

令和3年4月診療分より、子ども医療費助成の対象が18歳の年度末まで拡充されました。

病院・診療所などで診療を受けた場合に、健康保険が適用された医療費の自己負担の一部（高額療養費や付加給付金など健康保険組合等から支払われる分を除いた額）を助成します。

ただし、入院時の食事代や差額ベッド代、薬の容器代など健康保険が適用されない費用は助成の対象なりません。

## 1. 対象者と一部負担金について

対象者	一部負担金		助成方法
就学前 (0~6歳) *6歳誕生日以後 最初の3月31日まで	通院	1医療機関につきひと月500円 (調剤薬局については、一部負担金なし)	現物給付方式  (医療機関窓口での支払いが 一部負担金のみ)
	入院	1医療機関につきひと月1,000円 (14日未満は500円)	
小学1年生 ~18歳誕生日以後 最初の3月31日まで	通院	1医療機関につきひと月1,000円 (調剤薬局については、一部負担金なし)	償還払い方式  (医療機関窓口での支払い は3割負担し、後日一部 負担金を除いた額を助成)
	入院	1医療機関につきひと月1,000円 (14日未満は500円)	

## 2. 受給資格証の使い方

### ①県内の医療機関を受診したとき

医療機関の窓口で、「健康保険証」・「受給資格証」を必ず提示して、健康保険による自己負担額（3割）を医療機関にお支払いください。およそ3か月後、申請時に指定していただきました口座に一部負担金を除いた助成金を振り込みます。（毎月25日ごろ）なお、医療費が高額になった場合、支給するまでにお時間をいただくことがございますのでご了承ください。

### ②県外の医療機関を受診したとき

県外の医療機関の窓口では、子ども医療費受給資格証は使用できません。健康保険による自己負担額（3割）を医療機関にお支払いいただき、国保医療課窓口にて下記の書類等を持参のうえ申請してください。およそ請求された月の翌月に指定いただいた口座に一部負担金を除いた助成金を振り込みます。（毎月25日ごろ）

申請に必要なもの

- 医療費受給資格証      ○お子様の健康保険証      ○領収証等      ○印鑑
- 振込先の口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）
- 高額療養費及び付加給付金などの支給決定通知書（該当する場合）

### ③子ども医療費受給資格証を提示しなかったとき

医療機関等の窓口で受給資格証を提示しなかったときは、上記②の「県外の医療機関を受診したとき」と同様の申請をしてください。

**※令和3年4月1日以降で、受給資格証が届く前に受診された分についても、上記②と同様の申請をお願いいたします。**

### 3. その他（以下の点にご注意ください）

#### ①学校でケガをした場合

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、子ども医療費助成の対象となりません。医療機関では受給資格証を使わず、健康保険による自己負担額（3割）をお支払いください。

\*ただし、認定されなかった場合や、医療費総額が5,000円未満の時に、災害共済給付制度に該当しなかった場合は、国保医療課窓口にて子ども医療費助成の申請手続きをしてください。

その際の手続きは、2. ②の「県外の医療機関を受診したとき」と同じです。

『災害共済給付制度』の申請・お問い合わせは【各学校等へ】

#### ②医療費が高額になる場合

入院などで医療費が高額になりそうなときは、加入されている健康保険組合等にあらかじめ申請をして「限度額適用認定証」の交付を受けてください。医療機関の窓口では、健康保険証と受給資格証に加えて「限度額適用認定証」を提示してください。

\*高額療養費・・・1か月に負担する医療費が所得の区分による自己負担限度額を超えた場合、加入されている健康保険組合等より給付されるものです。

\*「限度額適用認定証」の交付を受けずに高額療養費が発生すると、健康保険が負担する医療費を市が立て替えて支払うこととなるため、後日、別途申請書を提出していただくことや、医療費を市へ返還していただくこととなります。

『限度額適用認定証』の申請・お問い合わせは【ご加入の健康保険組合等へ】

#### ③医療費の返還について

次の場合には、医療費を市へ返還していただくことになります。

- ・ご加入の健康保険組合等から高額療養費（付加給付金）が支給されたとき
- ・資格喪失後に、この受給資格証を使用して受診したとき

上記の事項が発生した場合は、【国保医療課】までご連絡ください。

#### ④こんなときはお届けください

住所・氏名・口座・加入保険等変更があった場合は、助成が受けられなくなる場合がありますので、速やかに届出をしてください。

#### ⑤受給資格証の返却

転出など、受給資格証の有効期間内に資格がなくなったときは、受給資格証を市へ返却してください。

#### コンビニ受診はやめましょう

「平日休めない」「日中より空いてそう」などの理由で、自己都合により救急外来を受診する、いわゆる「コンビニ受診」により救急外来が混み合い、本来の救急医療を必要とする患者さんの診療が遅れるなど、深刻な問題となっています。医療機関の適正な受診について、ご理解とご協力をお願いします。

#### ◆お知らせ

令和3年3月より医療機関・薬局などでマイナンバーカードの健康保険証利用が順次可能となっております。マイナンバーカードを健康保険証として利用される場合は、「マイナンバーカード」と「受給資格証」を医療機関の窓口にて提示してください。

※利用できる医療機関・薬局については、順次、厚生労働省のホームページ「マイナンバーカードの保険証利用についてお知らせします（被保険者向け）」にて公表されます。

お問い合わせ先

香芝市役所 国保医療課

香芝市逢坂一丁目374番地1

電話0745-79-7528（直通）

FAX0745-79-7532

受付 月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）